

第 8.23
第 689

第 21
第 689

勞務乙第三三四號

大正十三年八月二十七日

明治電氣株式會社職工解雇ニ関スル件

(第二報)

標記工場ニ於テハ事業不振ノ結果營業方針ヲ變更シ鑄物部ヲ閉鎖シテ今全部職工ヲ解雇スル計劃アリタル旨ハ前報ノ通りナルガ豫定ノ如ク廿五日午後五時今全部職工ヲ工場ニ集メ解雇ヲ申渡シタリ 職工側ハ直下二十名ノ代表者ヲ選定シ會社側ト會見シ會社ハ鑄物部ヲ閉鎖シテ之ニ代フルニ使用鑄物ハ埼玉縣川口町ヨリ購入スルコトナルベシ吾々ハ突然解雇ナルニ於テハ他ニ就職ノ途ナク生活上甚カク困窮ス故ニ此際吾々ハ川口町ト同一ノ勞銀ニテ就職スルヲ以テ鑄物部ヲ繼續セシメタキ